

て れ て

通産甲四五

昭和九年六月三日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣事務官

内閣総理大臣

法制局長官

緒方 國務大臣

方

大達 國務大臣

石井 國務大臣

安藤 國務大臣

方

小原 國務大臣

並

草葉 國務大臣

塚田 國務大臣

大野 國務大臣

並

岡崎 國務大臣

方

保利 國務大臣

小坂 國務大臣

加藤 國務大臣

並

小笠原 國務大臣

方

愛知 國務大臣

小沢 國務大臣

永村 國務大臣

並

別紙通商産業大臣請議第二次世界大戦の影響を受けたる工業所

有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定登録令案

昭和九年六月三日
大 三十一

299

通産甲四五

29 閣通産第54号
昭和29年5月11日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

通商産業大臣 愛知 揆 一



第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に
関する日本国とデンマークとの間の協定登録令の制
定について

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日
本国とデンマークとの間の協定の締結に伴い、同協定登録令を
制定する必要があるので、別紙政令案および理由を添えて閣議
を求めらる。

二二〇同議
総通産

昭和二十九年六月十六日

を審査したが、右は請議のように閣議決定せられ
てよいと認める。
政令案
第二次世界大戦の影響を受けられた工業所有権の保護に
関する日本国とデンマークとの間の協定登録令をここに公
布する。

御名 御璽

昭和二十九年六月三十日

内閣総理大臣

呈案附案の通り

政令第百七十七号

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定登録令

内閣は、特許法（大正十年法律第九十六号）第六十一条第二項、實用新案法（大正十年法律第九十七号）第十七条第二項及び意匠法（大正十年法律第九十八号）第十八条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国とデンマークとの間の協定（以下「協定」という。）第三条第一項の規定により、特許権、實用新案権又は意匠権が回復したときは、その回復の登録をする。

第二条 前条の規定による登録は、職権とする。

第三条 協定に関する登録についてこの政令に規定のないものについては、特許登録令（大正十年勅令第四百六十一号）實用新案関

係費用及登録令（大正十年勅令第四百六十二号）第二条及び意匠
に関する審判其の他の手続の費用及び登録に関する件（大正十年
勅令第四百六十三号）第二条において準用する場合を含む。）に
よる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

通商産業大臣
内閣総理大臣

協定
昭和三十九
法制局

理 由

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国
とデンマークとの間の協定の締結に伴い、同協定の規定による特許
権等の回復の登録に關し定める必要があるからである。

（以下は極小の文字で記述された理由の続きと思われる）

係費用及登録令（大正十年勅令第四百六十二号）第二条及び意匠
に関する審判其の他の手続の費用及び登録に関する件（大正十年
勅令第四百六十三号）第二条において準用する場合を含む。）に
よる。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

通商産業大臣
内閣総理大臣

日本標準規格 B4 (257x364mm)

協定と同日公布
せうれたい。
昭和十九年六月
法制局第三部

理 由

第二次世界大戦の影響を受けた工業所有権の保護に関する日本国
とデンマークとの間の協定の締結に伴い、同協定の規定による特許
権等の回復の登録に關し定める必要があるからである。

（以下は非常に淡く、ほとんど読み取れないが、大抵は協定の趣意や登録の要件に関する説明と思われる）

参考条文

○協定第三条

1 特許料又は登録料を納付しなかつたため千九百四十二年一月一日から千九百五十二年十二月三十一日までの間に消滅した特許権又は実用新案権若しくは意匠権は、この協定の効力発生の日後六箇月以内にその権利の回復が申請された場合において、当該申請の際その権利の最長存続期間が満了していないときは、滞納に係る特許料又は登録料を納付することによつて回復することができる。

○特許法第六十一条

特許庁ニ特許原簿ヲ備ヘ特許権及実施権並之ヲ目的トスル質権ノ設定、保存、移転、変更、消滅、処分ノ制限其ノ他法令ニ定ムル事項ヲ登録ス
登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○ 实用新案法第十七条

特許庁ニ实用新案原簿ヲ備ヘ实用新案権及実施権並之ヲ目的
スル質権ノ設定、保存、移転、変更、消滅、処分、制限其ノ他法
令ニ定ムル事項ヲ登録ス

登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

○ 意匠法第十八条

特許庁ニ意匠原簿ヲ備ヘ意匠権及実施権並之ヲ目的トスル質権
ノ設定、保存、移転、変更、消滅、処分、制限其ノ他法令ニ定ム
ル事項ヲ登録ス

登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

通産省甲四九

196

シ九六三
二九六三
二九七三

305

昭和二十九年六月二十一日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣事務官

内閣総理大臣

法制局長官

緒方 國務大臣

方

大達 國務大臣

石井 國務大臣

安藤 國務大臣

小糸 國務大臣

糸

草葉 國務大臣

塚田 國務大臣

大野 國務大臣

岡崎 國務大臣

崎

保利 國務大臣

小坂 國務大臣

加藤 國務大臣

小笠原 國務大臣

原

愛知 國務大臣

小沢 國務大臣

木村 國務大臣

別紙通商産業大臣請議第三次世界大戦の影響を蒙りて工業所有権

の保護に關する日本國とドイツ連邦共和國との間の協定登録令案

法制局

一九